

政令第 号

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害

者授産施設」を「身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二

項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（

昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者を入所させる施設」に改め、同条第四項

中「身体障害者更生援護施設若しくは」を「身体障害者支援施設の長、」に、「身体障害者更生援護施設

、」を「身体障害者支援施設、」に改め、同条第五項及び第六項中「身体障害者更生援護施設若しくは」

を「身体障害者支援施設の長、」に改める。

第五十一条第二項及び第五十二条第二項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

第五十五条第二項及び第四項第二号中「指定する身体障害者更生援護施設若しくは」を「指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する」に、「、身体障害者更生援護施設若しくは」を「、身体障害者支援施設の長、」に改め、同条第六項及び第七項中「身体障害者更生援護施設若しくは」を「身体障害者支援施設の長、」に改める。

第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設」を「身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者を入所させる施設」に改める。

(公職選挙法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の公職選挙法施行令第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「身体障害者を入所させる施設」とあるのは、「身体障害者を入所させる施設並びに障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設」とする。

(地方税法施行令及び租税特別措置法施行令の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条第一号、第七条の十五の十一第一号及び

第五十六条の十七第一号

二 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の十九第五項第一号

(建築基準法施行令の一部改正)

第四条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）。

（「精神障害者社会復帰施設」を「身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）」に改め、「知的障害者援護施設」を削り、「又は母子保健施設」を「母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の建築基準法施行令第十九条第一項中「福祉ホーム又は」とあるのは「福祉ホーム、」と、「供する施設」とあるのは「供する施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるととされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

(地方公営企業法施行令の一部改正)

第六条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設」に改める。

(地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の

規定による改正後の地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第三号中「行う施設」とあるのは、「行う施設、同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、「障害者自立支援法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設及び同条第五項に規定する精神障害者福祉工場に限る。）若しくは障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設に限る。）」とする。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第八条 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第二項第七号の」を「第二条第二項第六号の」に改め、同項第一号中「次条第八項第一号」を「次条第七項第一号」に、「第二条第二項第七号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項第二号中「次条第八項第二号」を「次条第七項第二号」に改める。

第二条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定に基づき市町村（特別区を含む。次号において同じ。）が行う措置（他の地方公共団体に委託して行う措置を含む。）の用

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定に基づき市町村が行う措置（他の地方公共団体に委託して行う措置を含む。）の用

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓

練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

第二条第四項を削り、同条第五項中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二条第二項第五号口」を「第二条第二項第四号口」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第二条第二項第五号八」を「第二条第二項第四号八」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二条第二項第七号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二条第二項第七号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項を同条第八項とする。

（関稅定率法施行令の一部改正）

第九条 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第三号の二若しくは第四号」に改める。
第六十五条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第十条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項第三号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

（建設業法施行令等の一部改正）

第十一条 次に掲げる政令の規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条第一項第三号

二 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第六条第一項第八号

三 公害防止事業費事業者負担法施行令（昭和四十六年政令第四百四十六号）第一条第五項第二号ロ

四 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百二十五号）第一条第五項第二号

五 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五百五十六号）第三条第七号

六 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二

号) 第三条第九号

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正)

第十二条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第六項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

第六条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように

改正する。

第三十四条第一項第三号を削り、同項第四号中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十条」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十九項」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この政令の施行の際現に存する前条の規定による改正前の国の債権の管理等に関する法律施行令第三十四条第一項第四号に規定する債権及び身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる費用の支給の対象となる補装具の売渡又は修理に係る債権については、なお従前の例による。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第十五条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第六条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合

（社会福祉法施行令の一部改正）

第十六条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加え、第四号を削る。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十一項に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの

（社会福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の社会福祉法施行令第一条第二号中「事業又は」とあるのは「事業、」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者自立支援法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設に限る。）若しくは障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設に限る。）を経営する事業」とする。

（消防法施行令の一部改正）

第十八条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(六)の項中「身体障害者更生援護施設（身体障害者を收容するものに限る。）」、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設」を「身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設」に改める。

（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の消防法施行令別表第一(六)の項中「福祉ホーム又は」とあるのは「福祉ホーム、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者を收容するものに限る。）」、障害者自立支援法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知

的障害者援護施設」とする。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)

第二十条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中第五号から第八号までを次のように改め、第九号を削る。

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(同号の事業に相当する事業を行う部分に限る。)

六 障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

七 障害者自立支援法に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

八 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

第二条中「（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされた事業を含む。）」を削り、「障害者デイサービス」を「重度障害者等包括支援」に改める。

附則第二項に次の一号を加える。

三 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第 号）

第二十条の規定による改正前の第一条第六号に掲げる施設のうち障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者地域生活支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものを障害者自立支援法に規定する相談支援事業を行う施設へ転換する場合

附則第三項に後段として次のように加える。

この場合において、転換後の前項第三号の施設は、特定介護保険施設等とみなして、法の規定を適用する。

附則第四項中「第二項各号」を「附則第二項各号」に改める。

附則第五項中「第二項各号」を「附則第二項各号」に改め、「特定介護保険施設等職員」の下に「又は

転換日以後において当該転換後の同項第三号の施設に常時従事することを要する者」を加える。

附則第六項中「第二項各号」を「附則第二項各号」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号

) 第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者福祉センターのうち、障害者自立支援法に規定する障害者デイサービス(同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービスに限る。以下この項において同じ。)を行う事業を行うものであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(障害者デイサービスを行う事業を行う部分に限る。)に係るものに限る。)は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、障害者自立支援法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行うもの(同号の事業に相当する事業を行う部分に限る。)に係る退職手当共済契約とみなす。

2 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に

関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係るものに限る。）は、障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

3 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者福祉ホーム、障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉ホーム及び障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係るものに限る。）は、障害者自立支援法に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

4 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退

令の一部改正)

第二十二條 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六号中「身体障害者更生援護施設(身体障害者福祉ホーム及び)」を「身体障害者社会参加支援施設(」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

(豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に

関する特別措置法施行令第一条第七号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）」とする。

（母子保健法施行令の一部改正）

第二十四条 母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の九の四第三項」を「第二十一条の三第三項」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「身体障害者授産施設又は同法第三十一条の二に規定する」を削り、同条第三号を次の

ように改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令第四条第三号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。）

若しくは障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）とする。

（著作権法施行令の一部改正）

第二十七条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第二号中「身体障害者更生施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

第二条第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

（著作権法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の著作権法施行令第二条第一項第五号中「及び同条第一項」とあるのは「、同条第一項」と、「行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）」とあるのは「行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）」及び同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設に限る。）」とする。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号を次のように改める。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉セン

ター

第七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条に次の一号を加える。

九 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第七条第九号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改

正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設を除く。）若しくは障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）とする。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第三十一条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は

同条第十二項に規定する障害者支援施設

(活動火山対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の活動火山対策特別措置法施行令第四条第七号中「供する施設又は」とあるのは「供する施設、」と、「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設又は同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。)」とする。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正)

第三十三条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第

五号を削り、第六号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第六条第五号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）」とする。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第三十五条 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「第七条」を「第七条第一項」に、「身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条に規定する精神障害者社会復帰施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設」を削り、「又は介護保険法」を「介護保険法」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）」の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム」を加える。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前

条の規定による改正後の大規模地震対策特別措置法施行令第四条第十四号中「若しくは同条第二十二項」とあるのは、「同条第二十二項」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム若しくは同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

(消費税法施行令の一部改正)

第三十七条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第七号中「療育の給付に係る医療」の下に「及び障害児施設医療費の支給に係る医療」を加え、「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に、「及び」を「並びに」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号の二中「第十八条第四項」を「第十八条第二項」に、「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、「に規定する」の下に「厚生労働省令で定める施設への入所又は同項に規定する」を加え、「委託措置」を「入院」に改め、同

号を同条第八号とする。

第十四条の二第四項中「同号イ」を「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第四号若しくは第五号（定義）に規定する身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条（身体障害者授産施設）に規定する身体障害者授産施設に限る。）若しくは知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の七（知的障害者授産施設）に規定する知的障害者授産施設に限る。）又は社会福祉法第二条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第二号（精神障害者社会復帰施設の種類）に規定する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等及び同表第七号イ」に改める。

第十四条の三第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 障害者自立支援法第二十九条第一項（介護給付費又は訓練等給付費）又は第三十条第一項（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行うこれらの規定に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給に係る同法第五条第一項（定義）に規定する施設障害福祉サービス及び知的障害者福祉法第十六条第一項第二号（障害者支援施設等への入所等の措置）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行う同号の更生援護

第十四条の三第五号中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削り、同条第六号中「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削り、「居宅介護」の下に「、重度訪問介護」を、「短期入所」の下に「、共同生活介護」を加え、「、同法附則第八条第二項（介護給付費等及び障害福祉サービスに関する経過措置）」の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業」を削る。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三十八条 次に掲げる政令の規定中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）第一条第十号及び第二条第九号

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第一項第八号及び第五条第一項第十八号

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三十九条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一百条第二項中「精神保健福祉課」を「精神・障害保健課」に改める。

第二百二条第二号中「（精神障害者授産施設、身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設を除く。）」を削る。

第九十九条第六号中「の措置」を削り、「並びに身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所又は通所に要する」を「及び障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービス

又に要する」に改め、同条第十号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」に改める。

第一百一十一条第二号中「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削る。

第一百四十五条第一項第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加える。

第一百四十七条第一項中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加える。

第四百四十八条第一項第一号中「児童福祉法」を「、児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定に係るもの又は同法」に改める。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第四十条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設」を「身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業

（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設」に改める。

（沖繩振興特別措置法施行令の一部改正）

第四十一条 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第三号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第四号中「身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）

）、」を「身体障害者社会参加支援施設（」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業

（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業の用に供する施設にあつては、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）又は同条第十二項に規定する障害者支援施設の整備

別表第一の十八の項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同表の十九の項中「身体障害者更生援護

施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）、」を削り、同表中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十三の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の一の項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同表の二の項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）、」を削り、同表中四の項を削り、五の項を四の項とする。別表第三の四の項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法施行令第三十八条の二第七号中「除く。」又は「とあるのは「除く。）、」と、「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害

者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）を除く。）若しくは障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）及び同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）とする。

（日本郵政公社法施行令等の一部改正）

第四十三条 次に掲げる政令の規定中「第二十一条の九第五項」を「第二十条第五項」に改める。

一 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）第三十一条第一項第一号及び同条第二項の表児童福祉法第二十一条の九第五項の項

二 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二条第一項第三号及び同条第二項の表児童福祉法第二十一条の九第五項の項

三 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第一号及び同条第二項の表児童福祉法第二十一条の九第五項の項

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四十四条 次に掲げる政令の規定中「第七条」を「第七条第一項」に、「身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設」を削り、「又は介護保険法」を「介護保険法」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム」を加える。

一 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七

年政令第二百八十二号) 第三条第十四号

(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第十四号及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第十四号中「若しくは同条第二十二項」とあるのは「、同条第二十二項」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム若しくは同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第四十六条 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改

正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設を設置し、又は経営する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人

第二条第四号中「第八項の短期入所又は第十六項の共同生活援助」を「同条第三項の重度訪問介護、同条第六項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助」に改め、「である」の下に「医療法人又は」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 障害者自立支援法第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うものを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人

四の三 障害者自立支援法第五条第十七項の相談支援事業を行う施設、同条第二十一項の地域活動支援

センター及び同条第二十二項の福祉ホームを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号中「行うものに限る。」とあるのは「行うものに限る。」又は同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を設置し、若しくは経営する者」と、同条第四号の二中「行うもの」とあるのは「行うもの又は同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設」とする。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第四十八条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号中「第十七条の二十四第二項第一号、第十八条第三項」を「第十八条第二項

「に、「身体障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「第二十七条第三項及び第五項ただし書」を「第二十八条第二項及び第四項ただし書」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）

五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十三条第三項及び第八十六条第一項第十三条第三項に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四

第十三条第四項中「第二十八条」の下に「及び障害者自立支援法施行令第四十二条の四」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四十九条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十

七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、同条第三項」を「第六条の二第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「身体障害者相談支援事業若しくは同条第二項に規定する」を削り、「第三十一条の二」を「第三十一条」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する相談支援事業の用に供する施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十二項に規定する福祉ホーム
第二条中第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う

経過措置）

第五十条 施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに前条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第一号に掲げる知的障害者相談支援事業の用に供する施設、同条第二号に掲げる障害児相談支援事業の用に供する施設、同条第三号に掲げる身体障害者相談支援事業の用に供する施設、同条第四号に掲げる精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム若しくは精神障害者地域生活支援センター又は同条第八号に掲げる障害者デイサービスを行う事業の用に供する施設を整備するものについては、施行日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに前条の規定による改正後の同条第二条第六号に掲げる施設を整備するものとみなす。

附 則

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

理由

障害者自立支援法の一部の施行に伴い、これまで身体障害者福祉法に規定されていた身体障害者更生援護施設が障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に移行することとなるため当該施設について規定している政令の規定を改める等、関係政令の規定を整備する必要があるからである。